

# 上川管内特別支援教育ネットワーク（たいせつネット） 会 則

## 1 総 則

本会は「上川管内特別支援教育ネットワーク」（呼称：たいせつネット）と称する。（以後、たいせつネット）

## 2 目 的

本会は、上川管内特別支援学校7校の連携を深め、特別支援教育のセンター的機能の役割を果たすことを目的とする。

## 3 事 業

本会は、前項の目的を達成するために、教育相談、担当者研修、理解啓発活動、小・中学校等への研修協力、特別支援教育に関する情報収集と提供等の事業を行う。

## 4 組 織

(1) 本会は、旭川養護学校、東川養護学校、鷹栖養護学校、旭川聾学校、旭川盲学校、美深高等養護学校あいべつ校、旭川高等支援学校の7校で構成する。

ア 事務局は各校輪番とし、2年ごとに交代する。但し、旭川盲学校と旭川聾学校、美深高等養護学校あいべつ校と旭川高等支援学校は合同で担当することができる。

（旭川養護学校→東川養護学校→旭川盲学校→旭川聾学校→美深高等養護学校あいべつ校→旭川高等支援学校）

(2) 所在地

代表者が所属する機関とする

上川郡東川町新栄南1丁目2-5 北海道東川養護学校

代表者 北海道東川養護学校長 業 天 誉 久

(3) 本会には次の役員を置く。

ア 代表 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局校校長

イ 幹事 ・ ・ ・ ・ ・ 各校から1名以上

ウ 事務局

(ア) 事務局長 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局校副校長又は教頭

(イ) 事務局次長 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局員より1名

(ウ) 事務局員 ・ ・ ・ ・ ・ 事務局校より若干名

(エ) 事務局所在地 ・ ・ ・ 本会の事業処理に当てるため、代表の所属に事務局を置く

エ 会計監査 ・ ・ ・ ・ ・ 次期事務局校教頭

(4) 役員は次の業務を行う

ア 代表は、たいせつネットの代表として、運営全体を司る。

イ 幹事は、互いに協力し合い、たいせつネットの事業の実務を行う。

ウ 事務局長は、たいせつネットの運営に関する事務を司る。

エ 事務局次長は、事務局長を補佐し、たいせつネットの事務を行う。

オ 事務局員は、互いに協力し合い、たいせつネットの事務及び実務、会計を行う。

カ 会計監査は、たいせつネットの会計についての監査を行う。

- (5) 本会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- ア オブザーバーは、代表が委嘱する。
  - イ オブザーバーは、本会の要請により、運営会議、幹事会、担当者研修会に出席することができる。
  - ウ オブザーバーは、本会の活動に対して、必要な助言等を行うことができる。

## 5 運 営

### (1) 運営会議

- ア 代表が召集する。
- イ たいせつネットの運営及び事業の企画等を決定する。
- ウ 原則として、年1回（3月）開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。
- エ 構成は、代表、事務局、各校の校長（各校の副校長または教頭）及び幹事とする。
- オ 必要に応じ、オブザーバー、関係機関及び小・中学校等の参加を要請する。

### (2) 幹事会

- ア 事務局長が召集する。
- イ たいせつネットの事業に関する実務を行う。
- ウ 必要に応じて開催する。
- エ 構成員は、事務局、各校の幹事とする。
- オ 必要に応じ、代表、各校の副校長または教頭、オブザーバーの参加を要請する。

### (3) 事務局

- ア たいせつネットの事業内容等について、計画の立案を行う。
- イ たいせつネットの運営等について、各校間の連絡調整を行う。
- ウ 地域の特別支援教育コーディネーターとの連絡調整を行う。
- エ たいせつネットの資料及び記録を整理し保管する。
- オ 運営会議及び幹事会の記録を整理し、各校及び関係機関に送付する。
- カ 必要に応じ、オブザーバー及び関係機関との連絡調整を行う。
- キ たいせつネットの会計にかかわる業務を行う。

## 6 会 計

- (1) 本会の経費は、各校の負担金を持って充てる。負担金は1校年額5,000円を基本とする。ただし、前年度までの繰越金に応じて金額を適切に設定し、運営会議を経て決定する。
- (2) 本会の活動に際し、外部団体等との関わりなどによって発生する旅費については、全て本会計より1km37円を支給する（本会の幹事会、担当者研修会、運営会議への旅費は除く）。ただし、事務局を合同で担当する場合、幹事会等の運営に関わる旅費はたいせつネット会計より支出する。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。
- (4) 会計に関する業務は、事務局校で担当する。
- (5) 年度末に会計監査を受ける。

## 7 改 正

この会則は、運営会議の承認を経て改正することができる。

## 付則

この会則は、平成 16 年 6 月 21 日より実施する。

平成 19 年 6 月 5 日 改正

平成 24 年 5 月 24 日 改正

平成 25 年 5 月 22 日 改正

平成 26 年 10 月 2 日 改正

平成 27 年 5 月 21 日 改正

平成 28 年 5 月 19 日 改正

平成 30 年 3 月 19 日 改正

平成 30 年 5 月 24 日 改正

平成 31 年 3 月 18 日 改正

令和 2 年 4 月 3 日 改正

令和 4 年 5 月 9 日 改正

令和 5 年 5 月 9 日 改正

令和 6 年 9 月 24 日 改正